

会社、商品、サービスの名前、 ロゴ、マークを守りましょう。 会社の信用と信頼を築いて、 ブランディングにも役立てませんか？

商標権とは？



商標権とは、商品又はサービスについて使用する商標に対して与えられる独占排他権。商標として保護されるのは、文字、図形、記号の他、立体的形状や音等も含まれます。権利の存続期間は10年ですが、存続期間は申請により更新することができる。



メリットは？

商標権効力は類似する範囲にも及びます。
権利の存続期間は10年ですが、存続期間は申請により更新できます。



デメリットは？

自分で考えた商標でも、他の人が先に出願したら
商標権を取られてしまいます。



知的財産を守りましょう。活かしましょう。

DAN PAT. 静岡だん特許事務所
代表弁理士：出雲暖子
静岡県静岡市葵区安東 1-10-25

お問合せは、HPの問い合わせフォーム・
公式ライン・お電話から

054-248-5195



公式LINE



WEBサイト